

附 錄

附表-1 曲線表 (半徑 $R=100$)

交角 I	切線長 T	半長弦長 $C/2$	中央經距 M	外線長 E	曲線長 L
0° 00'	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
0 30	0.4363	0.4364	0.0009	0.0009	0.8727
1 00	0.8727	0.8727	0.0038	0.0038	1.7453
1 30	1.3091	1.3090	0.0086	0.0086	2.6180
2 00	1.7455	1.7452	0.0152	0.0152	3.4907
2 30	2.1820	2.1816	0.0238	0.0238	4.3633
3 00	2.6186	2.6177	0.0343	0.0343	5.2360
3 30	3.0553	3.0539	0.0466	0.0466	6.1087
4 00	3.4921	3.4900	0.0609	0.0610	6.9813
4 30	3.9290	3.9260	0.0771	0.0772	7.8540
5 00	4.3661	4.3620	0.0952	0.0953	8.7267
5 30	4.8033	4.7978	0.1152	0.1153	9.5993
6 00	5.2408	5.2336	0.1371	0.1372	10.4720
6 30	5.6784	5.6693	0.1608	0.1611	11.3446
7 00	6.1163	6.1049	0.1865	0.1869	12.2173
7 30	6.5543	6.5403	0.2141	0.2145	13.0900
8 00	6.9927	6.9757	0.2436	0.2442	13.9626
8 30	7.4313	7.4109	0.2750	0.2757	14.8353
9 00	7.8702	7.8459	0.3083	0.3093	15.7080
9 30	8.3094	8.2803	0.3435	0.3446	16.5806
10 00	8.7489	8.7156	0.3805	0.3820	17.4533
10 30	9.1887	9.1502	0.4195	0.4213	18.3260
11 00	9.6289	9.5846	0.4604	0.4625	19.1986
11 30	10.0695	10.0188	0.5032	0.5057	20.0713
12 00	10.5104	10.4529	0.5478	0.5509	20.9439
12 30	10.9518	10.8837	0.5944	0.5980	21.8166
13 00	11.3936	11.3203	0.6428	0.6470	22.6893
13 30	11.8358	11.7537	0.6932	0.6980	23.5619
14 00	12.2785	12.1870	0.7454	0.7510	24.4346
14 30	12.7216	12.6199	0.7995	0.8059	25.3073
15 00	13.1652	13.0526	0.8555	0.8629	26.1799
15 30	13.6094	13.4851	0.9134	0.9219	27.0526
16 00	14.0541	13.9173	0.9732	0.9828	27.9253
16 30	14.4993	14.3493	1.0349	1.0457	28.7979
17 00	14.9451	14.7810	1.0984	1.1106	29.6706
17 30	15.3915	15.2123	1.1639	1.1775	30.5433
18 00	15.8384	15.6435	1.2312	1.2463	31.4159
18 30	16.2860	16.0743	1.3004	1.3175	32.2886
19 00	16.7343	16.5048	1.3714	1.3905	33.1613
19 30	17.1831	16.9350	1.4444	1.4655	34.0339
20 00	17.6327	17.3648	1.5192	1.5426	34.9066
20 30	18.0829	17.7944	1.5959	1.6218	35.7793
21 00	18.5339	18.2236	1.6745	1.7030	36.6519
21 30	18.9856	18.6524	1.7550	1.7863	37.5246
22 00	19.4380	19.0809	1.8373	1.8717	38.3972
22 30	19.8912	19.5080	1.9215	1.9591	39.2699
23 00	20.3452	19.9368	2.0075	2.0486	40.1426
23 30	20.8000	20.3642	2.0954	2.1402	41.0152
24 00	21.2557	20.7912	2.1852	2.2341	41.8879
24 30	21.7121	21.2178	2.2769	2.3300	42.7606

附表-1 曲線表 (半徑 $R=100$)

交角 I	切線長 T	半長弦長 $C/2$	中央經距 M	外線長 E	曲線長 L
25° 00'	22.1695	21.8440	2.3704	2.4279	43.6332
25 30	22.6277	22.6097	2.4658	2.5281	44.5059
26 00	23.0868	22.4951	2.5630	2.6304	45.3786
26 30	23.5469	22.9200	2.6621	2.7349	46.2512
27 00	24.0079	23.3445	2.7630	2.8415	47.1239
27 30	24.4698	23.7686	2.8658	2.9503	47.9966
28 00	24.9328	24.1922	2.9704	3.0613	48.8692
28 30	25.3968	24.6153	3.0769	3.1746	49.7419
29 00	25.8618	25.0380	3.1852	3.2910	50.6145
29 30	26.3278	25.4602	3.2954	3.4077	51.4872
30 00	26.7949	25.8819	3.4074	3.5276	52.3599
30 30	27.2631	26.3031	3.5213	3.6498	53.2325
31 00	27.7325	26.7239	3.6370	3.7742	54.1052
31 30	28.2029	27.1440	3.7545	3.9010	54.9779
32 00	28.6745	27.5637	3.8738	4.0299	55.8505
32 30	29.1473	27.9829	3.9950	4.1612	56.7232
33 00	29.6214	28.4016	4.1180	4.2949	57.5959
33 30	30.0956	28.8195	4.2429	4.4308	58.4685
34 00	30.5731	29.2372	4.3695	4.5691	59.3412
34 30	31.0508	29.6541	4.4980	4.7098	60.2139
35 00	31.5299	30.0705	4.6283	4.8529	61.0865
35 30	32.0103	30.4864	4.7604	4.9984	61.9592
36 00	32.4920	30.9017	4.8944	5.1462	62.8318
36 30	32.9751	31.3164	5.0301	5.2965	63.7045
37 00	33.4595	31.7305	5.1676	5.4492	64.5772
37 30	33.9454	32.1440	5.3070	5.6044	65.4498
38 00	34.4328	32.5568	5.4481	5.7621	66.3225
38 30	34.9215	32.9690	5.5911	5.9223	67.1952
39 00	35.4119	33.3807	5.7353	6.0849	68.0678
39 30	35.9037	33.7917	5.8824	6.2501	68.9405
40 00	36.3970	34.2020	6.0307	6.4178	69.8132
40 30	36.8920	34.6117	6.1806	6.5881	70.6858
41 00	37.3885	35.0207	6.3328	6.7609	71.5585
41 30	37.8866	35.4291	6.4864	6.9364	72.4312
42 00	38.3864	35.8368	6.6420	7.1145	73.3038
42 30	38.8879	36.2438	6.7992	7.2952	74.1765
43 00	39.3911	36.6501	6.9582	7.4786	75.0492
43 30	39.8960	37.0557	7.1190	7.6647	75.9218
44 00	40.4026	37.4607	7.2816	7.8535	76.7945
44 30	40.9111	37.8649	7.4459	8.0449	77.6672
45 00	41.4214	38.2683	7.6121	8.2392	78.5398
45 30	41.9335	38.6711	7.7799	8.4362	79.4125
46 00	42.4474	39.0731	7.9495	8.6360	80.2851
46 30	42.9634	39.4744	8.1209	8.8387	81.1578
47 00	43.4812	39.8759	8.2940	9.0441	82.0305
47 30	44.0011	40.2747	8.4689	9.2524	82.9031
48 00	44.5229	40.6737	8.6454	9.4637	83.7758
48 30	45.0467	41.0719	8.8233	9.6777	84.6485
49 00	45.5726	41.4693	9.0039	9.8948	85.5211
49 30	46.1006	41.8660	9.1857	10.1148	86.3938

附表—1 曲線表 (半徑 $R=100$)

交 角 I	切線長 T	半長弦長 $C/2$	中央縱距 M	外線長 E	曲線長 L
50° 00'	48.8308	42.2818	9.3692	10.3378	87.2685
50° 30'	47.1631	42.6569	9.5545	10.5638	88.1391
51° 00'	47.6976	43.0511	9.7415	10.7929	89.0118
51° 30'	48.2343	43.4445	9.9302	11.0250	89.8844
52° 00'	48.7733	43.8371	10.1206	11.2602	90.7571
52° 30'	49.3146	44.2289	10.3127	11.4985	91.6298
53° 00'	49.8582	44.6198	10.5065	11.7401	92.5025
53° 30'	50.4042	45.0098	10.7021	11.9847	93.3751
54° 00'	50.9525	45.3991	10.8993	12.2326	94.2478
54° 30'	51.5034	45.7874	11.0983	12.4838	95.1204
55° 00'	52.0567	46.1749	11.2989	12.7382	95.9931
55° 30'	52.6125	46.5614	11.5012	12.9959	96.8658
56° 00'	53.1709	46.9472	11.7052	13.2570	97.7384
56° 30'	53.7319	47.3320	11.9110	13.5215	98.6111
57° 00'	54.2956	47.7159	12.1183	13.7893	99.4838
57° 30'	54.8619	48.0988	12.3274	14.0606	100.3564
58° 00'	55.4309	48.4810	12.5380	14.3354	101.2291
58° 30'	56.0027	48.8621	12.7504	14.6137	102.1018
59° 00'	56.5773	49.2424	12.9644	14.8956	102.9744
59° 30'	57.1547	49.6217	13.1801	15.1810	103.8471
60° 00'	57.7350	50.0000	13.3975	15.4701	104.7198
60° 30'	58.3183	50.3774	13.6165	15.7628	105.5924
61° 00'	58.9045	50.7539	13.8370	16.0592	106.4651
61° 30'	59.4937	51.1293	14.0593	16.3594	107.3378
62° 00'	60.0861	51.5038	14.2833	16.6634	108.2104
62° 30'	60.6815	51.8773	14.5089	16.9711	109.0831
63° 00'	61.2801	52.2499	14.7360	17.2828	109.9557
63° 30'	61.8819	52.6214	14.9648	17.5983	110.8284
64° 00'	62.4869	52.9919	15.1952	17.9179	111.7011
64° 30'	63.0953	53.3615	15.4271	18.2414	112.5737
65° 00'	63.7070	53.7300	15.6608	18.5689	113.4464
65° 30'	64.3222	54.0975	15.8961	18.9005	114.3191
66° 00'	64.9403	54.4639	16.1329	19.2353	115.1917
66° 30'	65.5629	54.8294	16.3714	19.5763	116.0644
67° 00'	66.1886	55.1937	16.6114	19.9205	116.9371
67° 30'	66.8179	55.5571	16.8531	20.2680	117.8097
68° 00'	67.4503	55.9193	17.0953	20.6218	118.6824
68° 30'	68.0876	56.2805	17.3411	20.9790	119.5550
69° 00'	68.7281	56.6407	17.5874	21.3405	120.4277
69° 30'	69.3724	56.9997	17.8353	21.7068	121.3004
70° 00'	70.0208	57.3577	18.0848	22.0773	122.1730
70° 30'	70.6730	57.7145	18.3359	22.4528	123.0457
71° 00'	71.3293	58.0703	18.5885	22.8326	123.9184
71° 30'	71.9897	58.4250	18.8426	23.2174	124.7910
72° 00'	72.6543	58.7786	19.0983	23.6068	125.6637
72° 30'	73.3230	59.1310	19.3555	24.0011	126.5364
73° 00'	73.9961	59.4823	19.6143	24.4003	127.4090
73° 30'	74.6735	59.8325	19.8746	24.8044	128.2817
74° 00'	75.3554	60.1815	20.1365	25.2136	129.1544
74° 30'	76.0418	60.5294	20.3998	25.6278	130.0271

附表—1 曲線表 (半徑 $R=100$)

交 角 I	切線長 T	半長弦長 $C/2$	中央縱距 M	外線長 E	曲線長 L
75° 00'	76.7327	60.8761	20.6647	28.0472	130.8897
75° 30'	77.4283	61.2217	20.9311	26.4719	131.7724
76° 00'	78.1286	61.5662	21.1989	26.9018	132.6450
76° 30'	78.8337	61.9094	21.4683	27.3371	133.5177
77° 00'	79.5436	62.2515	21.7392	27.7778	134.3904
77° 30'	80.2585	82.5924	22.0119	28.2242	135.2630
78° 00'	80.9794	62.9320	22.2854	28.6760	136.1357
78° 30'	81.7054	63.2705	22.5607	29.1334	137.0083
79° 00'	82.4336	63.6078	22.8375	29.5956	137.8810
79° 30'	83.1692	63.9439	23.1158	30.0658	138.7537
80° 00'	83.9100	84.2788	23.3955	30.5407	139.6263
80° 30'	84.6563	64.6124	23.6768	31.0217	140.4990
81° 00'	85.4081	64.9443	23.9594	31.5087	141.3717
81° 30'	86.1655	65.2760	24.2435	32.0019	142.2443
82° 00'	86.9287	65.6059	24.5291	32.5013	143.1170
82° 30'	87.6977	85.9346	24.8164	33.0070	143.9897
83° 00'	88.4725	66.2620	25.1043	33.5192	144.8623
83° 30'	89.2534	66.5882	25.3935	34.0379	145.7350
84° 00'	90.0404	66.9131	25.6855	34.5633	146.6077
84° 30'	90.8336	67.2367	25.9782	35.0954	147.4803
85° 00'	91.6331	87.5590	26.2723	35.6342	148.3530
85° 30'	92.4391	67.8801	26.5677	36.1799	149.2257
86° 00'	93.2515	68.1998	26.8646	36.7328	150.0986
86° 30'	94.0706	68.5183	27.1629	37.2926	150.9710
87° 00'	94.8965	68.8355	27.4625	37.8599	151.8436
87° 30'	95.7292	89.1513	27.7636	38.4344	152.7163
88° 00'	96.5689	69.4658	28.0660	39.0164	153.5890
88° 30'	97.4157	69.7791	28.3698	39.6059	154.4616
89° 00'	98.2698	70.0909	28.6750	40.2033	155.3343
89° 30'	99.1311	70.4015	28.9815	40.8083	156.2070
90° 00'	100.0000	70.7107	28.2893	41.4213	157.0796
90° 30'	100.8776	71.019	29.598	42.042	157.952
91° 00'	101.761	71.325	29.909	42.672	158.825
91° 30'	102.653	71.630	30.221	43.309	159.698
92° 00'	103.553	71.934	30.534	43.956	160.570
92° 30'	104.461	72.238	30.840	44.610	161.443
93° 00'	105.378	72.537	31.155	45.274	162.316
93° 30'	106.303	72.837	31.482	45.946	163.188
94° 00'	107.237	73.135	31.800	46.628	164.061
94° 30'	108.179	73.432	32.120	47.319	164.934
95° 00'	109.131	73.728	32.441	48.019	165.806
95° 30'	110.091	74.022	32.763	48.728	166.679
96° 00'	111.061	74.314	33.087	49.448	167.552
96° 30'	112.041	74.606	33.412	50.177	168.424
97° 00'	113.029	74.896	33.738	50.916	169.297
97° 30'	114.028	75.184	34.065	51.665	170.170
98° 00'	115.037	75.471	34.394	52.425	171.042
98° 30'	116.056	75.756	34.724	53.196	171.915
99° 00'	117.085	76.041	35.055	53.977	172.788
99° 30'	118.125	76.323	35.388	54.769	173.660

附表—1 曲線表 (半徑 $R=100$)

交角 I	切線長 T	半長弦長 $C/2$	中央縱距 M	外綫長 E	曲線長 L
100° 00'	119.175	78.604	35.721	55.572	174.533
100 30	120.237	76.884	36.056	55.387	175.406
101 00	121.310	77.162	36.392	57.213	176.278
101 30	122.394	77.439	36.729	58.051	177.151
102 00	123.490	77.715	37.068	58.902	178.024
102 30	124.587	77.988	37.408	59.784	178.898
103 00	125.717	78.261	37.748	60.639	179.766
103 30	126.849	78.532	38.091	61.526	180.642
104 00	127.994	78.801	38.434	62.427	181.514
104 30	129.152	79.069	38.778	63.341	182.387
105 00	130.323	79.335	39.124	64.268	183.260
105 30	131.507	79.600	39.471	65.209	184.132
106 00	132.704	79.864	39.818	66.164	185.005
106 30	133.916	80.125	40.167	67.133	185.878
107 00	135.142	80.386	40.518	68.117	186.750
107 30	136.383	80.644	40.869	69.116	187.623
108 00	137.638	80.902	41.221	70.130	188.496
108 30	138.909	81.157	41.575	71.160	189.368
109 00	140.195	81.412	41.930	72.205	190.241
109 30	141.497	81.664	42.285	73.267	191.114
110 00	142.815	81.915	42.642	74.345	191.988
110 30	144.149	82.165	43.000	75.440	192.859
111 00	145.501	82.413	43.359	76.552	193.732
111 30	146.870	82.659	43.719	77.681	194.604
112 00	148.256	82.904	44.081	78.829	195.477
112 30	149.661	83.147	44.443	79.985	196.350
113 00	151.084	83.389	44.806	81.180	197.222
113 30	152.525	83.629	45.171	82.384	198.095
114 00	153.987	83.867	45.536	83.608	198.968
114 30	155.467	84.104	45.903	84.852	199.840
115 00	156.969	84.339	46.270	86.116	200.713
115 30	158.490	84.573	46.639	87.401	201.586
116 00	160.033	84.805	47.008	88.708	202.458
116 30	161.598	85.035	47.379	90.037	203.331
117 00	163.185	85.264	47.750	91.388	204.204
117 30	164.795	85.491	48.123	92.762	205.076
118 00	166.428	85.717	48.496	94.160	205.949
118 30	168.085	85.941	48.871	95.538	206.822
119 00	169.766	86.163	49.246	97.029	207.694
119 30	171.473	86.384	49.623	98.502	208.567
120 00	173.205	86.603	50.000	100.000	209.440
120 30	174.964	86.820	50.378	101.525	210.312
121 00	176.749	87.036	50.758	103.077	211.185
121 30	178.563	87.250	51.138	104.657	212.038
122 00	180.405	87.462	51.519	106.266	212.930
122 30	182.276	87.673	51.901	107.805	213.803
123 00	184.177	87.882	52.284	109.374	214.675
123 30	186.109	88.089	52.668	111.274	215.548
124 00	188.073	88.295	53.053	113.005	216.421
124 30	190.069	88.499	53.439	114.770	217.293

附表—1 曲線表 (半徑 $R=100$)

交角 I	切線長 T	半長弦長 $C/2$	中央縱距 M	外綫長 E	曲線長 L
125° 00'	192.098	88.701	53.825	116.568	218.166
125 30	194.162	88.902	54.213	118.401	219.039
126 00	196.261	89.101	54.601	120.269	219.911
126 30	198.396	89.298	54.990	122.174	220.784
127 00	200.569	89.493	55.380	124.116	221.657
127 30	202.780	89.687	55.771	126.097	222.520
128 00	205.030	89.879	56.163	128.117	223.402
128 30	207.321	90.070	56.555	130.179	224.275
129 00	209.654	90.258	56.949	132.282	225.147
129 30	212.030	90.445	57.343	134.429	226.020
130 00	214.451	90.631	57.738	136.620	226.893
130 30	216.917	90.814	58.134	138.857	227.765
131 00	219.430	90.996	58.531	141.142	228.638
131 30	221.992	91.176	58.928	143.476	229.511
132 00	224.604	91.355	59.326	145.859	230.384

附表—2 偏 角 表

R (半徑)	L(弧長)						
	1 m	2 m	4 m	6 m	8 m	10 m	12 m
m 20	1°25'57"	2°51'53"	5°43'48"	8°35'40"	11°27'33"	14°19'28"	17°11'18"
40	42 58	1 25 57	2 51 53	4 17 50	5 43 46	7 09 43	8 35 40
60	28 39	57 18	1 54 35	2 51 53	3 49 11	4 46 29	5 43 46
80	21 29	42 58	1 25 57	2 08 55	2 51 53	3 34 52	4 17 50
100	17 11	34 23	1 08 45	1 43 08	2 17 31	2 51 53	3 26 16
120	14 18	28 39	57 18	1 25 57	1 54 35	2 23 14	2 51 53
150	11 28	22 55	45 50	1 08 45	1 31 40	1 54 35	2 17 31
200	08 36	17 11	34 23	51 34	1 08 45	1 25 57	1 43 08
250	06 53	13 45	27 30	41 15	55 00	1 08 45	1 22 30
300	05 44	11 28	22 55	34 23	45 50	57 18	1 08 45
350	04 55	09 48	19 39	29 28	39 17	49 07	58 58
400	04 18	08 36	17 11	25 47	34 23	42 58	51 34
500	03 26	06 53	13 45	20 38	27 30	34 23	41 15
600	02 52	05 44	11 28	17 11	22 55	28 39	34 23
700	02 27	04 55	09 49	14 44	19 39	24 33	29 28
800	02 09	04 18	08 36	12 53	17 11	21 29	25 47
1000	01 43	03 26	06 52	10 19	13 45	17 11	20 38
1200	01 26	02 52	05 44	08 36	11 28	14 19	17 11
1400	01 14	02 27	04 55	07 22	09 49	12 17	14 44
1600	01 04	02 09	04 18	06 27	08 36	10 45	12 53
1800	57	01 55	03 49	05 44	07 38	09 33	11 28
2000	52	01 43	03 26	05 09	06 53	08 36	10 19
2500	41	01 23	02 45	04 08	05 30	06 53	08 15
3000	34	01 09	02 17	03 26	04 35	05 44	06 53
4000	26	52	01 43	02 35	03 26	04 18	05 09

附表—2 偏 角 表

R (半徑)	L(弧長)							
	14 m	16 m	20 m	40 m	60 m	80 m	100 m	
m 20	20°03'13"	22°55'08"	28°38'52"	57°17'45"	85°56'37"			
40	10 01 36	11 27 33	14 19 26	28 38 52	42 58 19	57°17'45"	71°37'11"	
60	6 41 04	7 38 22	9 32 57	19 05 55	28 38 52	38 11 50	47 44 47	
80	5 00 48	5 43 46	7 09 43	14 19 26	21 29 09	28 38 52	35 48 35	
100	4 00 39	4 35 01	5 43 46	11 27 33	17 11 19	22 55-06	28 38 52	
120	3 20 32	3 48 11	4 48 28	9 32 57	14 19 26	19 05 55	23 52 24	
150	2 40 26	3 03 21	3 49 11	7 38 22	11 27 33	15 16 44	19 05 55	
200	2 00 19	2 17 31	2 51 53	5-43 46	8 35 40	11 27 33	14 19 26	
250	1 36 15	1 50 00	2 17 31	4 35 01	6 52 32	9 10 02	11 27 33	
300	1 20 13	1 31 40	1 54 35	3 49 11	5 43 46	7 38 22	9 32 57	
350	1 08 45	1 18 35	1 38 13	3 16 27	4 54 40	6 32 53	8 11 06	
400	1 00 10	1 08 45	1 25 57	2 51 53	4 17 50	5 43 46	7 09 43	
500	48 08	55 00	1 08 45	2 17 31	3 26 16	4 35 01	5 43 46	
600	40 06	45 50	57 18	1 54 35	2 51 53	3 49 11	4 46 29	
700	34 23	39 17	49 07	1 38 13	2 27 20	3 16 26	4 05 33	
800	30 05	34 23	42 58	1 25 57	2 08 55	2 51 53	3 34 52	
1000	24 04	27 30	34 23	1 08 45	1 43 08	2 17 31	2 51 53	
1200	20 03	22 55	28 39	57 18	1 25 57	1 54 35	2 23 14	
1400	17 11	19 39	24 33	49 07	1 13 40	1 38 13	2 02 47	
1600	15 02	17 11	21 29	42 58	1 04 27	1 25 57	1 47 26	
1800	13 22	15 17	18 06	38 12	57 18	1 18 24	1 35 30	
2000	12 02	13 45	17 11	34 23	51 34	1 08 45	1 25 57	
2500	09 38	11 00	13 45	27 30	41 15	55 00	1 08 45	
3000	08 01	09 10	11 28	22 55	34 23	45 50	57 18	
4000	06 01	06 53	08 36	17-11	25 47	34 23	42 58	

附表—3 切線偏距及び弦偏距表 (m 單位)

R (半徑)	切 線 偏 距									
	1 m	2 m	3 m	4 m	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m
20	0.025	0.100	0.225	0.400	0.825	0.900	1.225	1.900	2.025	2.500
40	0.013	0.500	0.113	0.200	0.313	0.450	0.613	0.800	1.013	1.250
60	0.008	0.033	0.075	0.133	0.208	0.300	0.408	0.533	0.675	0.833
80	0.006	0.025	0.056	0.100	0.156	0.225	0.306	0.400	0.506	0.625
100	0.005	0.020	0.045	0.080	0.125	0.180	0.245	0.320	0.405	0.500
120	0.004	0.017	0.038	0.087	0.104	0.150	0.204	0.287	0.338	0.417
150	0.003	0.013	0.030	0.053	0.083	0.120	0.163	0.213	0.270	0.333
200	0.003	0.010	0.023	0.040	0.063	0.090	0.123	0.160	0.203	0.250
250	0.002	0.008	0.018	0.032	0.050	0.072	0.098	0.128	0.162	0.200
300	0.002	0.007	0.015	0.027	0.042	0.060	0.082	0.107	0.135	0.167
350	0.001	0.006	0.013	0.023	0.036	0.051	0.070	0.091	0.116	0.143
400	0.001	0.005	0.011	0.020	0.031	0.045	0.061	0.080	0.101	0.125
500	0.001	0.004	0.009	0.016	0.025	0.036	0.049	0.064	0.081	0.100
600	0.001	0.003	0.008	0.013	0.021	0.030	0.041	0.053	0.068	0.083
700	0.001	0.003	0.007	0.011	0.018	0.026	0.035	0.046	0.058	0.071
800	0.001	0.003	0.008	0.010	0.016	0.023	0.031	0.040	0.051	0.063
1000	0.001	0.002	0.005	0.008	0.013	0.018	0.025	0.032	0.041	0.050
1200	—	0.002	0.004	0.007	0.010	0.015	0.020	0.027	0.034	0.042
1400	—	0.001	0.003	0.006	0.009	0.013	0.018	0.023	0.029	0.036
1600	—	0.001	0.003	0.005	0.008	0.011	0.015	0.020	0.025	0.031
1800	—	0.001	0.003	0.004	0.007	0.010	0.014	0.018	0.022	0.028
2000	—	0.001	0.002	0.004	0.006	0.009	0.012	0.016	0.020	0.025
2500	—	0.001	0.002	0.003	0.005	0.007	0.010	0.013	0.016	0.020
3000	—	0.001	0.002	0.003	0.004	0.006	0.008	0.011	0.013	0.017
4000	—	0.001	0.001	0.002	0.003	0.005	0.006	0.008	0.010	0.013

附表—3 切線偏距及び弦偏距表 (m 單位)

R (半徑)	切 線 偏 距										弦偏距
	11 m	12 m	13 m	14 m	15 m	16 m	17 m	18 m	20 m	20 m	
20											
40	1.513	1.800	2.113	2.450	2.813	3.200	3.613	4.050	5.000		
60	1.513	1.800	2.113	2.450	1.875	2.133	2.408	2.700	3.333	6.667	
80	0.756	0.900	1.056	1.225	1.406	1.600	1.807	2.025	2.500	5.000	
100	0.605	0.720	0.845	0.980	1.125	1.280	1.445	1.620	2.000	4.000	
120	0.504	0.600	0.704	0.817	0.937	1.067	1.204	1.350	1.667	3.333	
150	0.403	0.480	0.563	0.653	0.750	0.853	0.963	1.080	1.333	2.667	
200	0.303	0.360	0.423	0.490	0.563	0.640	0.723	0.810	1.000	2.000	
250	0.242	0.288	0.338	0.392	0.450	0.512	0.578	0.648	0.800	1.600	
300	0.202	0.240	0.282	0.327	0.375	0.427	0.482	0.540	0.667	1.334	
350	0.173	0.206	0.241	0.280	0.321	0.366	0.413	0.463	0.571	1.143	
400	0.151	0.180	0.211	0.245	0.281	0.320	0.361	0.405	0.500	1.000	
500	0.121	0.144	0.169	0.196	0.225	0.256	0.289	0.324	0.400	0.800	
600	0.101	0.120	0.141	0.163	0.187	0.213	0.241	0.270	0.333	0.667	
700	0.086	0.103	0.121	0.140	0.161	0.183	0.206	0.231	0.286	0.571	
800	0.076	0.090	0.106	0.123	0.141	0.160	0.181	0.203	0.250	0.500	
1000	0.061	0.072	0.085	0.098	0.113	0.128	0.145	0.162	0.200	0.400	
1200	0.050	0.060	0.070	0.082	0.094	0.107	0.120	0.135	0.167	0.333	
1400	0.043	0.051	0.060	0.070	0.080	0.091	0.103	0.116	0.143	0.286	
1600	0.038	0.045	0.053	0.061	0.070	0.080	0.090	0.101	0.125	0.250	
1800	0.034	0.040	0.047	0.054	0.062	0.071	0.080	0.090	0.111	0.222	
2000	0.030	0.036	0.043	0.049	0.056	0.064	0.072	0.081	0.100	0.200	
2500	0.024	0.029	0.034	0.039	0.045	0.051	0.058	0.065	0.080	0.160	
3000	0.020	0.024	0.028	0.033	0.037	0.043	0.048	0.054	0.067	0.133	
4000	0.015	0.018	0.021	0.025	0.028	0.032	0.036	0.041	0.050	0.100	

附表—4 $\log \frac{N}{M}$, $\log \frac{M}{\rho''}$, $\log \frac{N}{\rho''}$ の表 (緯度 $\varphi = 20^\circ \sim 35^\circ$)

φ	〔1〕		〔2〕		〔3〕	
	$\log \frac{N}{M}$	差(-)	$\log \frac{M}{\rho''}$	差(+)	$\log \frac{N}{\rho''}$	差(+)
20°00'	0.00256915		1.48781878		1.49038794	
10'	56371	544	82695	817	39065	272
20'	55823	548	83517	822	39340	274
30'	55271	552	84345	828	39616	276
40'	54715	556	85178	833	39893	277
50'	54156	559	86017	839	40173	280
21 00	53593	563	86861	844	40454	281
10	53027	566	87711	850	40738	284
20	52457	570	88566	855	41023	285
30	51883	574	89427	861	41310	287
40	51306	577	90293	866	41598	288
50	50725	581	91164	871	41889	291
22 00	50140	585	92041	877	42181	292
10	49552	588	92923	882	42475	294
20	48961	591	93810	887	42771	296
30	48366	595	94703	893	43068	297
40	47767	599	95601	898	43368	300
50	47165	602	96504	903	43669	301
23 00	46560	605	97412	908	43971	302
10	45951	609	98325	913	44276	305
20	45338	613	99243	918	44582	306
30	44723	615	1.48900167	924	44890	308
40	44104	619	01095	928	45199	309
50	43481	623	02029	934	45510	311
24 00	42856	625	02967	938	45823	313
10	42227	629	03911	944	46138	315
20	41595	632	04859	948	46454	316
30	40959	636	05812	953	46771	317
40	40320	639	06770	958	47091	320
50	39679	641	07733	963	47412	321
25 00	39034	645	08701	968	47734	322
10	38385	649	09673	972	48058	324
20	37734	651	10650	977	48384	326
30	37079	655	11632	982	48711	327
40	36422	657	12619	987	49040	329
50	35761	661	13610	991	49371	331
26 00	35097	664	14605	955	49702	331
10	34430	667	15605	1000	50036	334
20	33761	669	16610	1005	50371	335
30	33088	673	17619	1009	50707	336
40	32412	676	18633	1014	51045	338
50	31733	679	19651	1018	51384	339
27 00	31052	681	20674	1023	51725	341

φ	〔1〕		〔2〕		〔3〕	
	$\log \frac{N}{M}$	差(-)	$\log \frac{M}{\rho''}$	差(+)	$\log \frac{N}{\rho''}$	差(+)
27°00'	0.00231052		1.48820874		1.49051725	
10'	30367	685	21700	1026	52067	342
20'	29680	687	22731	1031	52411	344
30'	28990	690	23761	1036	52756	345
40'	28296	694	24800	1039	53103	347
50'	27601	695	25850	1044	53451	348
28 00	28902	699	26898	1048	53800	349
10	26200	702	27950	1052	54151	351
20	25495	704	29007	1057	54503	352
30	24789	707	30067	1060	54856	353
40	24080	709	31131	1064	55211	355
50	23368	712	32200	1069	55567	356
29 00	22653	715	33272	1072	55925	358
10	21935	718	34348	1076	56283	358
20	21215	720	35428	1080	56643	360
30	20492	723	36512	1084	57005	362
40	19767	725	37600	1088	57367	362
50	19040	727	38692	1092	57731	364
30 00	18309	731	39787	1095	58096	385
10	17577	732	40886	1099	58463	367
20	16842	735	41989	1103	58830	367
30	16104	738	43095	1106	59199	369
40	15364	740	44205	1110	59569	370
50	14622	742	45318	1113	59940	371
31 00	13877	745	46435	1117	60312	372
10	13130	747	47556	1121	60686	374
20	12381	749	48680	1124	61061	375
30	11629	752	49807	1127	61436	375
40	10876	753	50937	1130	61813	377
50	10120	756	52071	1134	62191	378
32 00	9362	758	53209	1138	62570	379
10	8601	761	54349	1140	62950	380
20	7839	762	55493	1144	63332	382
30	7074	765	56640	1147	63714	382
40	6307	767	57790	1150	64097	383
50	5539	768	58943	1153	64482	385
33 00	4788	771	60099	1158	64867	385
10	40395	773	61259	1160	65254	387
20	32820	775	62421	1162	65641	387
30	25243	777	63586	1165	66029	388
40	17665	778	64754	1168	66419	390
50	10084	781	65925	1171	66809	390
34 00	00102	782	67099	1174	67200	391
10	0.00199317	785	68275	1176	67592	392
20	98531	786	69454	1179	67985	393
30	97743	788	70636	1182	68379	394
40	96953	790	71821	1185	68774	395
50	96162	791	73008	1187	69170	396
35 00	95369	793	74198	1180	69567	397

附表—4 $\log \frac{N}{M}$, $\log \frac{M}{\rho''}$, $\log \frac{N}{\rho''}$ の表(緯度 $\phi=35^\circ\sim 50^\circ$)

ϕ	〔1〕		〔2〕		〔3〕	
	$\log \frac{N}{M}$	差(-)	$\log \frac{M}{\rho''}$	差(+)	$\log \frac{N}{\rho''}$	差(+)
35°00'	0.00195389		1.48874198		1.49069587	
10	94574	795	75390	1192	69963	396
20	93777	797	76585	1195	70362	399
30	92979	798	77783	1198	70762	400
40	92179	800	78982	1199	71162	400
50	91378	801	80185	1203	71562	400
36 00	90575	803	81389	1204	71964	402
10	89770	805	82596	1207	72366	402
20	88964	806	83805	1209	72769	403
30	88157	807	85016	1211	73173	404
40	87348	809	86230	1214	73577	404
50	86537	811	87445	1215	73982	405
37 00	85725	812	88683	1218	74388	408
10	84912	813	89883	1220	74795	407
20	84098	814	91104	1221	75202	407
30	83282	816	92328	1224	75610	408
40	82465	817	93554	1226	76019	409
50	81646	819	94781	1227	76428	409
38 00	80827	819	96011	1230	76838	410
10	80006	821	97242	1231	77248	410
20	79184	822	98475	1233	77659	411
30	78361	823	99710	1235	78071	412
40	77537	824	1.48900946	1236	78483	412
50	76711	826	02184	1238	78895	412
39 00	75885	826	03424	1240	79309	414
10	75057	828	04665	1241	79722	413
20	74229	828	05903	1243	80137	415
30	73400	829	07152	1244	80551	414
40	72569	831	08397	1245	80966	415
50	71738	831	09644	1247	81382	416
40 00	70905	832	10893	1249	81798	418
10	70072	834	12142	1249	82215	417
20	69239	833	13393	1251	82632	417
30	68404	835	14645	1252	83049	417
40	67568	836	15899	1254	83467	418
50	66732	836	17153	1254	83885	418
41 00	65895	837	18409	1256	84304	419
10	65057	838	19665	1256	84722	418
20	64219	838	20923	1258	85142	420
30	63380	839	22181	1258	85561	419
40	62540	840	23441	1260	85981	420
50	61700	840	24701	1260	86401	420
42 00	60859	841	25982	1261	86822	421

ϕ	〔1〕		〔2〕		〔3〕	
	$\log \frac{N}{M}$	差(-)	$\log \frac{M}{\rho''}$	差(+)	$\log \frac{N}{\rho''}$	差(+)
42°00'	0.00160850		1.48925992		1.49086822	
10	60018	841	27224	1262	87242	420
20	59176	842	28487	1263	87663	421
30	58334	842	29751	1264	88084	421
40	57491	843	31015	1264	88506	422
50	56648	843	32280	1265	88927	421
43°00	55804		33545		89349	
10	54960	844	34811	1266	89771	422
20	54116	844	36077	1266	90193	422
30	53271	845	37344	1267	90615	422
40	52426	845	38611	1267	91038	423
50	51581	845	39879	1268	91460	422
44 00	50738	845	41147	1268	91883	423
10	49893	846	42415	1268	92306	423
20	49045	846	43684	1269	92729	423
30	48199	846	44952	1268	93151	422
40	47353	846	46221	1269	93574	423
50	46507	846	47490	1269	93997	423
45 00	45681	848	48759	1269	94420	423
10	44815	846	50028	1269	94843	423
20	43969	846	51297	1269	95266	423
30	43123	846	52566	1269	95689	423
40	42278	845	53835	1269	96112	423
50	41432	846	55103	1268	96535	423
46 00	40536	848	56372	1269	96958	423
10	39741	845	57640	1268	97381	423
20	38895	846	58908	1268	97803	422
30	38050	845	60176	1268	98226	423
40	37205	845	61443	1267	98648	422
50	36361	844	62710	1267	99071	423
47 00	35516	845	63976	1266	99493	422
10	34672	844	65242	1266	99915	422
20	33829	843	66508	1266	1.49100337	422
30	32986	843	67773	1265	00758	421
40	32143	843	69037	1264	01180	422
50	31300	843	70300	1263	01601	421
48 00	30459	841	71563	1263	02022	421
10	29617	842	72825	1262	02442	420
20	28776	841	74087	1262	02863	421
30	27936	840	75347	1260	03283	420
40	27096	840	76607	1260	03703	420
50	26257	839	77866	1259	04123	420
49 00	25419	838	79123	1257	04542	419
10	24581	838	80380	1257	04961	419
20	23744	837	81636	1256	05379	418
30	22907	837	82890	1254	05797	418
40	22072	835	84144	1254	06215	418
50	21237	835	85396	1252	06633	418
50 00	20403	834	86647	1251	07050	417

測 量 法

昭和二十四年法律第百八十八号（六月三日 公布）

第一章 総 則

第一節 目的及び用語

（目的）

第一 条 この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保し、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達を図ることを目的とする。

（他の法律との関係）

第二 条 土地の測量は、他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

（測量）

第三 条 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。

（基本測量）

第四 条 この法律において「基本測量」とは、すべての測定の基礎となる測量で、建設省地理調査所（以下「地理調査所」という。）の行うものをいう。

（公共測量）

第五 条 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、小道路又は建物のため等の局地的測量で、政令の定める範囲内において建設大臣が測量審議会にはかつて指定したものを除き、測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して実施するものをいう。

（基本測量又は公共測量以外の測量）

第六 条 この法律において「基本測量又は公共測量又は公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量又は公共測量以外の測量をいう。

（測量計画機関）

第七 条 この法律において「測量計画機関」とは、前二条に規定する測量を計画する者をいう。測量計画機関が自ら計画を実施する場合には、測量作業機関となるこ

とができる。

(測量作業機関)

第八条 この法律において「測量作業機関」とは、測量計画機関の指示又は委託を受けて測量作業を実施する者をいう。

(測量成果及び測量記録)

第九条 この法律において「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。

(測量標)

第十条 この法律において「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいい、これらは、下の各号に掲げる通りとする。

- 一 永久標識 三角点標石、図根点標石、方位標石、水準点標石、磁気点標石、基線尺検定標石、基線標石及びこれらの標石の代りに設置する恒久的な標識(驗潮機及び驗潮場を含む)をいう。
 - 二 一時標識 測標及び標杭をいう。
 - 三 仮設標識 標旗及び仮杭をいう。
- 2 前項に掲げる測量標の形状は、建設省令で定める。
- 3 基本測量の測量標には、基本測量の測量標であること及び地理調査所の名稱を表示しなければならない。

第二節 測量の基準

(測量の基準)

第十一条 基本測量及び公共測量は、下の各号に掲げる測量の基準に従って行われなければならない。

- 一 地球の形状及び大きさについては、ベツセルの算出した次の値による。
 長半径——六、三七七、三九七メートル・一五五
 扁平度——二九九・一五二八三分の一
- 二 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。但し、場合により直角座標又は極座標で表示することができる。
- 三 距離及び面積は、水平面上の値で表示する。
- 四 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。但し、離島の測量その他特別の事情がある場合において、地理調査所の長の承認を得たときは、この限りでない。
- 五 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。

第二章 基本測量

第一節 計画及び実施

(長期計画)

第十二条 建設大臣は、測量審議会にはかつて、基本測量に関する長期計画を定めなければならない。

(資料又は報告の要求)

第十三条 地理調査所の長は、関係行政機関又はその他の者に対し、基本測量に関する資料又は報告の提出を求めることができる。

(実施の公示)

第十四条 地理調査所の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 地理調査所の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(土地の立入及び通知)

第十五条 基本測量に従事する地理調査所の職員は、測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等であつた土地に立ち入る場合において、測量に従事する者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の職員が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第十六条 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、基本測量を実施するためにやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十七条 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地等の一時使用)

第十八条 基本測量に従事する地理調査所の職員は、仮設標識を設置するために必要があるときは、あらかじめ占有者に通知して、土地、樹木、又は工作物を一時使用

することができる。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは通知することを要しないものとする。

(土地の収用又は使用)

第十九条 政府は、基本測量を実施するために、必要があるときは、土地、建物、樹木若しくは工作物を収用し、又は使用することができる。

2 前項の規定による収用又は使用に關しては、土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）を適用する。

3 第一項の規定による収用又は使用については、第十四条第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、土地収用法第十四条の規定による公告があつたものとみなす。

(損失補償)

第二十条 第十六条、第十七条又は第十八条の規定による植物、かき若しくは草等、の伐除又は土地、樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を生じたときは、政府は、その所有者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けることができる者は、その補償金額について不服があるときは、政令の定める手続により、その金額の通知を受けた日から一月以内に土地収用審査会の裁決を求めることができる。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第二十一条 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を設置した場合においては、その種類及び所在を關係都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、關係市町村長（特別区の區長を含む。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長は、永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に通知しなければならない。

(測量標の保全)

第二十二条 何人も、移転、き損その他の行為により、基本測量のため設置した測量標の効用を害してはならない。

(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)

第二十三条 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、關係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知しなければならない。

2 第二十一条第二項の規定は前項の場合に準用する。

(測量標の移転の請求)

第二十四条 永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害する虞がある行為を当

該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもつて都道府県知事を經由して（国又は都道府県が行為をしようとする場合においては、直接に）、地理調査所の長に当該標識の移転を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受けつたときは、意見を附して送付しなければならない。

3 地理調査所の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

第二十五条 基本測量に従事する地理調査所の職員は、仮設標識の移転の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めるときは、当該標識を移転しなければならない。

(測量標の使用)

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、地理調査所の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することができる。

第二節 測量成果

(測量成果の公表及び保管)

第二十七条 建設大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

2 建設大臣は、基本測量の測量成果のうち、地図及び測量審議会にはかつて必要と認めるものを刊行しなければならない。

3 地理調査所の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果の公開)

第二十八条 基本測量の測量成果又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めようとする者は、建設省令の定める手続により、これをしなければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、政令の定めるところにより、実費をこえない手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、地理調査所の長の承認を得なければならない。地理調査所の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して

もつばら営利の目的で販売するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第三十条 基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確認するためにあらかじめその承認を得なければならない。

2 前項の規定により基本測量の測量成果を使用して測量を実施した者は、その実施に係る測量の測量成果に使用した基本測量の測量成果を明示しなければならない。

3 基本測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の修正)

第三十一条 地理調査所の長は、地かく、地ほう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成果が現況に適合しなくなった場合においては、遅滞なく、その測量成果を修正しなければならない。

第三章 公共測量

第一節 計画及び実施

(公共測量の基準)

第三十二条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基づいて実施しなければならない。

(作業規定)

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ当該測量に関し概測機械の種類、観測法、計算法等を規定した作業規程を定め、建設大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 公共測量は、前項の作業規程に基づいて実施しなければならない。

(作業規程の準則)

第三十四条 建設大臣は、測量審議会にはかつて、作業規程の準則を定めることができる。

(公共測量の調整)

第三十五条 建設大臣は、測量の正確性を確保し、又は測量の重複を除くためその必要があると認めるときは、測量計画機関に対して勧告し、又は測量計画機関から公共測量についての長期計画若しくは年度計画の報告を求めることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、測量審議会にかつてしなければならない。

(計画書についての助言)

第三十六条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、下に掲げる事項を記載した計画書を添えて、あらかじめ地理調査所の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとする場合も、同様とする。

- 一 目的、地域及び期間
- 二 精度及び方法
- 三 測量作業機関の名称

(公共測量の表示等)

第三十七条 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であること及び測量計画機関の名称を表示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、関係市町長若しくは関係市町長に対して当該測量を実施するために必要な報告を求めることができる。

3 測量計画機関は、永久標識を設置したときは、遅滞なく、地理調査所の長に、その種類、敷地の所在その他必要と認められる事項を通知しなければならない。

(地理調査所が実施する公共測量)

第三十八条 第三十三条、第三十五条、第三十六条及び前条第三項の規定は、地理調査所が実施する公共測量には、適用しない。

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九条 第十四条から第二十六条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条、第十六条、第十七条、第二十一条、第二十三条、第二十四条及び第二十六条中「地理調査所の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十五条から第十八条までの規定中「地理調査所の職員」とあるのは「測量計画機関又は測量作業機関の職員」と、第十九条及び第二十一条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第二十五条中「地理調査所の職員」とあるのは「測量作業機関の職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二節 測量成果

(測量成果の提出)

第四十条 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を地理調査所の長に送付しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の場合において必要があると認めるときは、測量記録の写の送付を求めることができる。

(測量成果の審査)

第四十一条 地理調査所の長は、前条の規定により測量成果の写の送付を受けたときはすみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が充分な精度を有

すると認める場合においては、測量の精度に関し、意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

(測量成果の保管及び閲覧)

第四十二条 第二十七条第三項の規定は、第四十条第一項の測量成果の写及び同条第二項の測量記録の写に準用する。

2 第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写及び測量記録の写の閲覧及びその謄本又は抄本の交付に準用する。

3 測量計画機関は、当該機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管を地理調査所の長に委託することができる。

(測量成果の複製)

第四十三条 公共測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、当該測量計画機関の長の承認を得なければならない。測量計画機関の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もつぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確認するために当該測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。

3 公共測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

第四章 基本測量及び公共測量以外の測量

(届出)

第四十五条 第六条の基本測量及び公共測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出は、建設大臣及び地理調査所の長に対して第四十六条に規定する権限を行使するために必要な情報を提供する目的でなされるものであつて、建設大臣はいかなる場合においても、当該届出に係る測量の実施を妨げてはならない。

(測量成果及び測量記録の提出等)

第四十六条 前条第一項の規定により届出のあつた測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて公共性を有するものと認めるものについては、地理調査所の長は、当該測

量の実施者に対して当該測量の測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれらの写の提出を求めることができる。測量成果又は測量記録の写の提出を求める場合においては、写の作成のための実費は、国が負担する。

2 地理調査所の長は、前条第一項の規定により届出のあつた測量の作業規程について勧告をすることができる。

3 第一項の規定により地理調査所の長が測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれらの写の提出を求めたときは、測量の実施者は、正当な事由があるときは、これを拒むことができる。

(法律の適用除外及び第五条の測量に準ずる測量)

第四十七条 小道路、建物又は宅地若しくは小農地の境界若しくは面積の測定のため等の局地的な測量には、この法律を適用しない。但し、これらの測量を実施する者が、地理調査所の長に対して技術的な助言を求めることを妨げない。

2 基本測量及び公共測量以外の測量で、国若しくは公共団体の認可を受けて行う工事又は国若しくは公共団体の補助を受けて行う事業のためにするものは、建設大臣において、測量審議会にはかつて、公共測量として指定することができる。この場合においては、当該測量については、公共測量に匹する規定を準用する。

第五章 測量士及び測量士補

(測量士及び測量士補)

第四十八条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第四十九条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

2 測量士は、測量に関する計画を製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条 第五十条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、地理調査所の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2 測量士名簿及び測量士補名簿は、地理調査所に備える。

3 第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、千円以内の手数料を納めなければならない。

(測量士となる資格)

第五十条 下の各号の一に該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの

- 二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し二年以上の実務の経験を有するもの
- 四 測量士補で、建設大臣の指定する測量に関する専門の養成施設において建設大臣の指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者
- 五 地理調査所の長が行う測量士試験に合格した者
(測量士補となる資格)

第五十一条 下の各号の一に該当する者は、測量士補となる資格を有する。

- 一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者
- 二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者
- 三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者
- 四 地理調査所の長が行う測量士補試験に合格した者
(登録のまつ溜)

第五十二条 地理調査所の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が下の各号の一に該当する場合においては、その登録をまつ溜しなければならぬ。

- 一 死着したとき。
- 二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。
- 三 測量士又は測量士補となる資格を有しないことが判明したとき。
(試験手数料)

第五十三条 第五十条第五号の測量士試験又は第五十一条第四号の測量士補試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、五百円以内の手数料を納めなければならない。

(施行規定)

第五十四条 この法律に定めるものを除くの外、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に関して必要な手続は、政令で定める。

第六章 測量審議会

(測量審議会の設置及び権限)

第五十五条 この法律に基く権限を行い、及び測量に関する重要事項を調査審議する

ために、建設省に、測量審議会を置く。

2 測量審議会は、測量に関して、関係各行政機関に対して、建議をすることができる。

(測量審議会の組織)

第五十六条 測量審議会は、二十人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、関係各行政機関の職員及び技術に関し学識経験のある者のうちから、建設大臣が命ずる。
- 3 学識経験のある者のうちから命ぜられた委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

第五十七条 測量審議会に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 測量審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長が故障のある場合に会長を代表する者を互選で定めておかなければならない。

(委員の手当等)

第五十八条 委員の手当及び旅費は、国家公務員の給与に関する法律の規定の範囲内において政令で定める。

(測量審議会の庶務)

第五十九条 測量審議会の庶務は、地理調査所において行う。

第七章 訴 願

(訴願)

第六十条 この法律の規定による行政機関の処分に対して不服がある者は、主務大臣に訴願することができる。

第八章 罰 則

第六十一条 第二十二條(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 基本測量又は公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、真実に反するものたらしめる行為をした者
- 二 第四十八條第一項の規定に違反した者

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、六カ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 正当の理由がなく基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

二 第十五条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者

三 第十八条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

第六十四条 下の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して測量標を使用した者

二 第二十九条の規定に違反した者

三 第三十条第一項の規定に違反した者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行の期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

（陸地測量標条例等の廃止）

2 陸地測量標条例（明治二十三年法律第二十三号）及び陸地測量標条例施行細則（明治二十八年陸軍省令第十七号）は、廃止する。

3 この法律施行前にした陸地測量標条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（測量士及び測量士補に属する経過規定）

4 この法律施行の日から一年間に限り、測量士又は測量士補でない者でも、第四十八条の規定にかかわらず、基本測量又は公共測量に従事することができる。

（この法律施行前の測量成果、測量記録及び測量標）

5 この法律施行前に陸地測量標条例に基づいてした測量で、基本測量の範囲に属するものの測量成果、測量記録及び測量標は、この法律に基く基本測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。

6 この法律施行前にした測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて指定したものの測量成果、測量記録及び測量標は、公共測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。この場合において第四十条及び第四十一条第一項中「測量計画機関」とあるのは「当該測量を計画した者」と読み替えるものとする。

7 建設大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により、公共測量の測量成果又は測量記録とみなされたもの又はその写を地理調査所の長に送付させることができる。

（この法律施行の際実施中の公共測量の措置）

8 この法律施行の際、現に実施中の測量で、公共測量に属するものについては、第

三十二条、第三十三条及び第三十六条の規定は、適用しない。但し、当該測量がこの法律施行の日から一年以内に完了しない場合においては、一年後に実施される分については、この限りでない。

9 前項本文の規定に該当する場合においては、測量計画機関は、当該指定があつた後遅滞なく第三十三条の作業規定及び第三十六条の作業計画書を地理調査所の長に届け出なければならない。

測量法施行令

昭和二十四年政令第三百二十二号（八月三十一日公布）

昭和二十六年政令第二十四号（二月十日改正）

第一章 總 則

（屬地名測量の範圍）

第一条 測量法（以下「法」という。）第五条に規定する局地的測量とは、下の各号に掲げるものをいう。

- 一 測量に関する測量
- 二 百万分の一未満の縮尺図の測量
- 三 基本測量又は公共測量の測量成果に基づいて測量を実施することが、面積が狭く又は距離が短いため、困難である測量
- 四 前各号に掲げるものを除く外、高度の正確さを必要としない測量

（日本標準高度基点及び日本水準原点）

第二条 日本標準高度基点の地点及び原点数値は、下の通りとする。

地点 東京都港区麻布台三丁目十八番地内旧東京天文台子午環の中心点

原 経度 東經百三十九度四十四分四十九秒五〇二〇
 点 度 北緯三十五度三十九分十七秒五一四八
 数 原点方位角 百五十六度二十五分二十八秒四四二（旧東京天文台子午環の中心
 値 点において真北を基準として右回りに測定した奥野山一等三角点の方位角）

2 日本水準原点の地点及び原点数値は、下の通りとする。

地点 東京都千代田区永田町一丁目一番地内水準点標石の水晶版の零分画線の中心
原点数値 東京湾平均海上二十四メートル・四一四〇

第二章 基本測量及び公共測量

（身分を示す記号）

第三条 法第十五条第三項（法第三十九条において準用する場合を含む。）の規定する証票（以下「証票」という。）は、測量作業機関が国又は公共団体以外の者である場合を除き、当該測量を実施する建設省地理院調査所（以下「地理院調査所」という。）測量計画機関又は測量作業機関の長が発行するものとし、その様式は、別表第一の通りとする。（加算略）

2 国又は公共団体以外の者が測量作業機関である場合においては、証票は、当該

測量の測量計画機関の長が発行するものとし、その様式は、別表第二の通りとする。（別表略）
（損失補償に関する申請書）

第四条 法第二十條第二項（法第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により、補償金額について不服がある者が収用審査会の裁決を求めようとするときは、下に掲げる事項を記載した申請書三通を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 損失を受けた植物、かき、さく、土地、樹木、工作物等（以下「工作物等」という。）の所有者の住所及び氏名
- 二 工作物等の表示及び所在
- 三 損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
- 四 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した日
- 五 不服の理由並びに補償されるべき金額の見積及びその算出の基礎
- 六 前各号に掲げるものの外、工作物等の所有者が必要と認める事項

（損失補償に関する申請書の送付及び意見書）

第五条 都道府県知事は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく、その一通を補償金額を通知した地理院調査所、測量計画機関、又は測量作業機関の長に送付しなければならない。

2 地理院調査所、測量計画機関、又は測量作業機関の長は、前項の申請書を受理した日から二週間以内に、申請書に対する意見書を作成し、これを申請書を送付した都道府県知事に送付しなければならない。

（収用審査会の開会）

第六条 都道府県知事は、前条第二項の意見書を受理した日から十日以内に収用審査会を開かなければならない。

（土地収用法中の読み替え規定）

第七条 収用審査会の裁決に関する土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）の当該規定中「起業者」とあるのは「工作物等の所有者」と読み替えるものとする。（裁決書の謄本の送達）

第八条 都道府県知事は、収用審査会から裁決の報告を受けたときは、裁決書の謄本を工作物等の所有者及び地理院調査所の長又は当該測量計画機関若しくは測量作業機関の長に送達しなければならない。

（測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料）

第九条 法第二十八條（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により測量成果又は測量記録の謄本又は抄本の交付を求めようとする者が納めるべき手数料の額は、別表第三の通りとする。（別表略）

(登録申請書の記載事項)

第十条 法第四十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、下の各号に掲げる事項を申請書（以下「登録申請書」という。）に記載しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、住所及び本籍
- 二 事務所又は業務所の名称及び所在地
- 三 測量士又は測量士補となる資格の種類
- 四 測量に関する実務の経歴
- 五 専門とする測量の分野

2 前項の登録申請書の様式は、建設省令で定める。

(測量士名簿及び測量士補名簿の記載事項)

第十一条 法第四十九条第一項に規定する測量士名簿又は測量士補名簿の登録事項は、第十二条の規定による地理調査所の長の審査の結果測量士又は測量士補となる資格を有することの確認を受けた者について、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号とする。

2 測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、建設省令で定める。

(登録)

第十二条 地理調査所の長は、登録申請書の記載事項を審査して、登録を申請した者が法第五十条又は法第五十一条に規定する資格を有することを確認したときは、遅滞なく、測量士名簿又は測量士補名簿にそれぞれ測量士又は測量士補の登録をしなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項の変更の届出)

第十三条 測量士又は測量士補は、登録を受けた後、測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に届け出なければならない。

(測量に関する科目)

第十四条 法第五十条第一号及び法第五十一条第一号に規定する測量に関する科目は、土木工学科、農業土木学科、林学科、探鉱学科若しくはこれらに相当する学科における測量学又は天文学科、地球物理学科、物理学科、数学科、地理学科、地質学科若しくはこれらに相当する学科を専修する者についてのこれらの科目とする。

2 法第五十条第二号及び法第五十一条第二号に規定する測量に関する科目は、土木科、農業土木科、林科、探鉱科又はこれらに相当する科における測量学とする。

(登録手数料)

第十五条 法第四十九条第三項に規定する登録手数料の金額は、下の各号の通りと

する。

一 測量士 800 円

二 測量士補 400 円

2 前項第一号の登録手数料の額は、測量士補が測量士となる場合には、400 円とする。

3 第一項の登録手数料は、登録申請書に登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて、納めなければならない。

(死亡等の届出)

第十六条 測量士又は測量士補が、法第五十二条第一号又は第二号に該当するに至つたときは、本人又は相続人は、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に届け出なければならない。

第四章 試 験

(測量士試験)

第十七条 法第五十条第五号に規定する測量士試験は、同条第一号から第四号までの資格を有する者と同一の程度の専門的学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、測量学概論の外、左の各号に掲げる科目のうち、受験者の選択する二科目について実施する。

- 一 三角測量（網又は級の平均計算を伴う程度の測量とする。）
- 二 多角測量（三角点間を連絡する程度の測量とする。）及び水準測量
- 三 地形測量（トランシットを用いる図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。）
- 四 写真測量（図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の接影を含むものとする。）
- 五 地図編集（地図の接影を含むものとする。）
- 六 応用測量（土木測量、農林測量又は鉱山測量のうち受験者の選択する一種目とする。）

(測量士補試験)

第十八条 法第五十一条第四号に規定する測量士補試験は、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定することを目的とし、測量学大意の外、左の各号に掲げる科目のうち、受験者の選択する二科目について実施する。

- 一 三角測量作業（三十秒視み程度のトランシットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。）
- 二 多角測量作業（一分視み程度のトランシットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。）及び水準測量作業（感度四十秒程度の水準儀を用いる観測及び

これに伴う計算の作業とする。)

- 三 地形測量作業 (平板、コンパス、トランシット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。)
- 四 写真測量作業 (図解法及び機械法による作業とする。)
- 五 地図編集 (地図の投影を含む作業とする。)
- 六 応用測量作業 (土木測量、農林測量又は鉱山測量に関する作業のうち、受験者の選択する一種目とする。)

第十九条 削除

(合格証書等)

第二十条 法第五十条第五号に規定する測量士試験及び法第五十一条第四号に規定する測量士補試験 (以下「各試験」という。)) は、それぞれ前三条の規定による試験科目につき、筆記試験若しくは実地試験により、又は兩者を併用して実施する。

(試験の施行)

第二十一条 各試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、建設大臣があらかじめ官報で公告する。

(受験願書の提出)

第二十二条 各試験を受けようとする者は、建設令の定めるところにより、履歴書及び写真を添え、当該試験の受験願書を地理調査所の長に提出しなければならない。

(試験手数料)

第二十三条 法第五十三条に規定する試験手数料の金額は、下の各号の通りとする。

- 一 測量士試験手数料 500 円
- 二 測量士補試験手数料 300 円

2 前項の試験手数料は、前条の受験願書に試験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはって、納めなければならない。

3 納付した試験手数料は、各試験を受けなかった場合においても返還しない。

(合格証書等)

第二十四条 地理調査所の長は、測量士試験又は測量士補試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格証書を交付する。

第二十五条 不正の手段によって各試験を受けようとし、又は受けた者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

第五章 測量審議会

(幹事)

第二十六条 測量審議会 (以下「審議会」という。)) に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員及び技術に関し学識経験のある者のうちから、

建設大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を助ける。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第二十七条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の手当及び旅費)

第二十八条 法第五十八条に規定する委員の手当及び旅費は、政府職員に支給するこれらの費用の額の範囲内において、建設大臣が、手当については人事院と、旅費については大蔵大臣とそれぞれ協議して定める。

第二十九条 法若しくは建設省設置法又はこの政令に定めるものを除く外、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(実務の経験を有する者に対する試験の特例)

2 昭和二十七年十二月三十一日までに実施される測量士試験においては、第十七条に規定する試験の科目は、同条各号に掲げる測量の一の技能を必要とする実務について左の各号に掲げる経歴年数を有する者については、測量学概論及び受験者の選択する同条各号に掲げる科目の一とすることができる。

- 一 旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) による専門学校に準ずる建設大臣が指定する学校において同大臣が指定する測量に関する学科を修めて卒業した者については、四年以上
- 二 旧中等学校令 (昭和十八年勅令第三十六号) による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の能力を有する者と建設大臣が認定した者については、七年以上
- 三 前二号に該当しない者については、十年以上

3 昭和二十七年十二月三十一日までに実施される測量士補試験においては、第十八条に規定する試験の科目は、同条各号に掲げる測量作業の一の技能を必要とする実務について五年以上の経歴年数を有する者については、測量学大意及び受験者の選択する同条各号に掲げる科目の一とすることができる。

4 前二項の規定により、測量士試験又は測量士補試験を受けようとする者は、第二十二條に規定する者数の外、建設令の定めるところにより、測量に関する実務の

経歴書及びこれを証する書面又は経歴書の記載が真実であることを誓約する書面を、あわせて地理調査所の長に提出しなければならない。

5 改正前の第十九条第一項第一号の規定により指定された旧専門学校令による専門学校に準ずる学校及び同校における測量に関する学科並びに同項第二号の規定により旧中等学校令による中等学校を卒業した者と同等以上の能力を有する者と認定された者は、それぞれ附則第二項第一号の規定により指定された学校及び学科並びに同項第二号の規定により認定された者とみなす。

測量学 応用篇 300.
(地方売価 320.)

大正12年6月28日印 刷・大正12年7月1日發行
昭和17年7月10日改訂第7版發行・昭和27年6月5日第15版發行
昭和29年2月5日第17版印刷
昭和29年2月10日第17版發行

著作権所有



著 者 近 藤 泰 夫
 発 行 者 丸 善 株 式 會 社
 代 表 者 司 忠
 東 京 都 中 央 區 日 本 橋 通 2 丁 目 6 番 地
 印 刷 者 清 水 敏 正
 東 京 都 品 川 區 東 品 川 4 丁 目 106 番 地
 發 行 所

東京都中央区日本橋通2丁目6番地

丸善株式会社

印刷・学術文献普及會印刷部
 製本・株式会社 三水舎

丸 善 対 数 表

増 補 版

丸 善 出 版 編

ポケット判 532 頁
定 価 280 円

測量計算その他諸計算の能率化に

あらゆる手段をつくして誤植の絶無を期した絶対の信頼に値する7桁の数表で、あらゆる分野における計算を、極めて容易に能率化するものである。数値の正確なること、収録数表の豊富なること、印刷が鮮明で見やすく、用紙造本が堅牢で永年の使用に堪えること、など諸外国の数表に劣らぬ權威と定評をもっている。本版では、新たに統計数値表、主要単位換算表および度量衡比較表を増補し、利用範囲の増大をはかった。

主 要 内 容

各数表の解説と使用法 常用対数 三角函数の対数
度、分→弧度 弧度→度、分、秒 100分度と90分度
三角函数の真数 自然対数 指数函数及其対数
三角函数 逆三角函数 双曲線函数及其対数 逆
双曲線函数及ガンマ函数 平方、平方根、立方、立方根
乗乗 階乗及其対数 逆数、円周、円面積 重要な
常数表 素因数及素数の対数 二項係数 経緯距
スタジア表 統計表 単位換算表 度量衡比較表

〔以上 いずれも7桁 それぞれ表差を付す〕
